

熊の湯リフト株式会社 索道安全報告書

令和 2 年度版



熊の湯第 1 ペアリフト
熊の湯第 2 ペアリフト A B 線
熊の湯第 3 クワッドリフト
熊の湯第 4 ペアリフト

1. 利用者の皆様へ

当社の索道事業に対して、日頃のご利用とご理解、誠に有難うございます。
当社は、経営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令遵守とともに安全輸送に努めております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取り組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

熊の湯リフト（株）熊の湯スキー場 社長 佐藤 勝

2. 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

当社の経営理念の第一は、安全の確保です。「安全基本方針」を次のように掲げ、社長以下従事員に周知・徹底しております。

- ① 一致団結して輸送の安全の確保に努める。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するように努める。
- ④ 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義ある時は最も安全と思われる取扱いに努める。
- ⑤ 事故・災害等が発生した時は、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置を行う。
- ⑥ 情報は漏れの無いよう迅速に伝える。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に取り組むよう努める。

(2) 安全目標

令和2年次索道輸送安全目標（平成28年～令和3年）は次表のとおりです。なお今年度は設備不具合による事故は0件でしたが、人身障害事故は1件ありました。今後、事故を起こさないよう従業員に安全意識を周知し、目標達成に向けて取り組む所存です。

区分	項目	内容
定量的な目標	設備不具合による事故	乗客の死亡を伴う事故を発生させない。
	人身障害事故	3年間の発生件数を0件とする。

3. 事故等の発生状況とその再発防止措置

(1) 索道運転事故（索道人身事故）

令和2年度索道運転事故（索道運転事故）の報告は1件ありました。

・発生状況

当該搬器の1番右側に子供、右側中央に母親、真中の手摺を挟んで左側に父親（ボード）が乗車しようとしていた。乗客係は、3名の座ろうとしたことを確認し、次の搬器の乗客に目を向けたが、子供が搬器の手摺に座っており、スキー板が横になり乗り損ねた。

次の搬器の乗客が、当該搬器の乗客の異変に気付き「あっ」という声をあげたため、乗客係が咄嗟に停止ボタンを押した。停止ボタンを押したタイミングは、乗車位置より進行方向に約5mの位置であり、搬器が停止した位置は更に4m程先だった。母親は子供を助けようと思い手を伸ばしたことで前のめりになり、搬器から落ちる際に地面に頭を打ちコブが出来た。

・再発防止措置

- (1) 全係員に対しての朝礼ミーティングにおいて、乗客係の動作、安全意識をしっかり持ち、乗客の状況をしっかり確認する様再教育（定期的を実施）
- (2) 指導者全員が経験の浅い係員に対し教育漏れの無い様、教育訓練マニュアルの整理を行う

(2) 災害（地震や暴風雨、豪雪など）

令和元年度災害による運行停止はありませんでした。

尚、安全確保の為強風時運行を停止した日がありました。

(3) インシデント（事故の兆候）

令和元年度、国土交通省へのインシデント報告はありませんでした。

(4) 行政指導

令和元年度国土交通省からの行政指導はありませんでした。

4. 輸送の安全確保の為の取り組み

(1) 人材教育

当社では、輸送や皆様の安全に役立つよう、施設及び取扱についての安全教育を実施しています。



フルハーネス講習

(2) 緊急時対応訓練

毎年、シーズン営業開始前に、職員一同にて救助訓練を実施しています。



職員による緊急時の対応訓練状況

(3) 安全の為の支出と投資

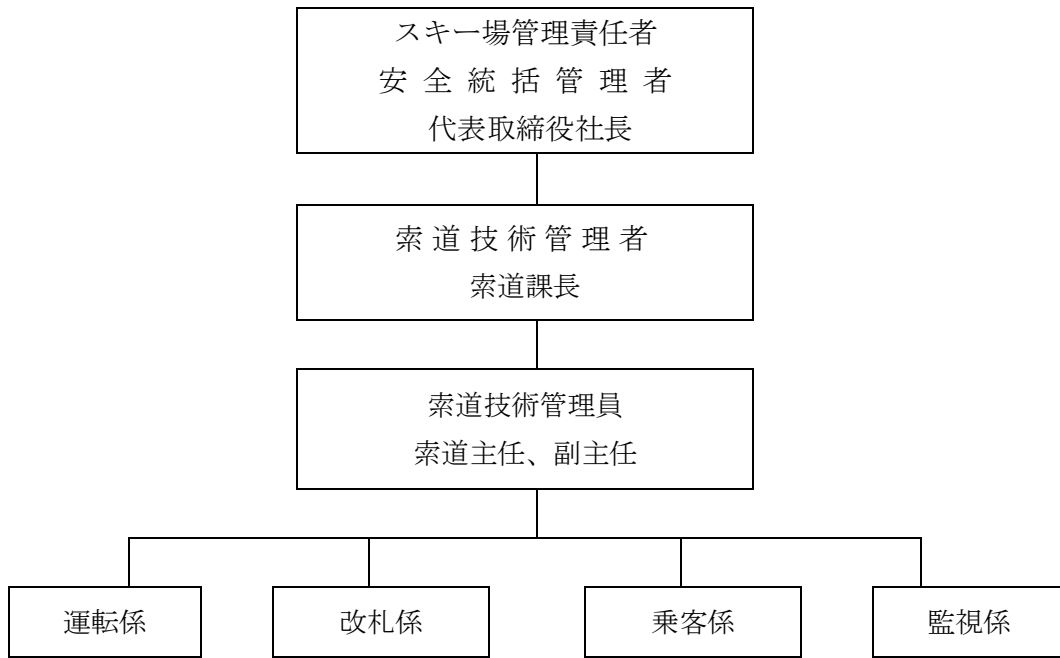
安全維持・向上の為、毎年計画的に施設の修繕を行っています。



第2ペアリフト握索機整備状況

5. 当社の安全管理体制

社長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。



スキー場管理責任者 安全統括管理者 代表取締役社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。 索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
索道技術管理者 索道課長	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員 索道主任、副主任	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

利用者の皆様の連携とお願い

(1) 「お客様の声をかたちにします」

より安全な索道をつくる為皆様からお寄せいただいた声を役立てます。

(2) 皆様へのお願い（告知）

当スキー場では、皆様の安全を守る為に最善の努力を尽くしています。

皆様は次の事柄をよく理解の上、別に定められた「スキー場の行動規則」を守って事故のないようにして下さい。

（スノーボーダーは「スキー」を「スノーボード」と読みかえて下さい。

1. スキーには次のような特有の危険があることをご承知の上、これをご自分の注意により避けるようにして下さい。
 - ① 雪・風・霧など、天候による危険
 - ② がけ・凹凸など、地形による危険
 - ③ アイスバーン・雪崩など、雪の状態による危険
 - ④ 岩石・立木など、自然の障害物による危険
 - ⑤ リフト施設・建物・雪上車両など、人口の障害物による危険
 - ⑥ 他のスキーヤーとの接触による危険
 - ⑦ 自らの失敗による危険
2. スキー場管理区域の外に出ないでください。管理区域内でもコースに指定されていない所には出ないで下さい。
3. 保護者の目の届かない所でのお子様の単独行動は、お止め下さい。
4. 当スキー場では、この告知及びスキー場の行動規則の無視・軽視による事故等には責任を負いかねます。又自然の景観を損ねないよう立ち木にはマットを巻いておりません。スピードに十分注意してお滑り下さい。

以上の事柄を承認できない方は、当スキー場でのスキーをお断りします。

スキー場の行動規則

1. 他人を傷つけたり、おびやかしたりしてはならない。
2. 地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避ける為に止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。
3. 前にいる人の滑走を妨害してはならない。
4. 追い越すときは、その人との間隔を十分にあげなければならない。
5. 滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上をよく見て安全を確かめなければならない。
6. コースの中で座り込んではいけない。転んだときはすばやくコースをあげなければならない。
7. 登るとき、歩くとき、止まるときは、コースの端を利用しなければならない。
8. スキーやスノーボードには、流れ止めをつけなければならない。
9. 掲示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーパトロール・スキー場係員の指示には従わなければならない。
10. 事故に出会ったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。

財団法人日本鋼索交通協会
財団法人全日本スキー連盟
社団法人日本職業スキー教師協会
全国スキー安全対策協議会
日本スノーボード協会

(3) リフト乗車時の注意事項

- ① 乗り方に慣れない又は不安のあるお客様は、係員にそのことを申し出てください。
- ② 空き缶・煙草の吸殻・その他の物品を、乗っているリフトから投げ捨てないで下さい。
- ③ 搬器から飛降りたり、搬器を揺らさないで下さい。
- ④ 衣服・携帯品・髪の毛などが、施設に巻き付かない様に注意して下さい。
- ⑤ 改札後は係員の指示に従ってください。

6. ご連絡先

安全報告書へのご感想、当社の安全への取り組みに対するご意見をお寄せ下さい。

〒381-0401

長野県下高井郡山ノ内町志賀高原熊の湯温泉

熊の湯リフト（株）

TEL：0269-34-2166 FAX：0269-34-3212

E-mail lift@kumanoyu.co.jp